平成２５年（フ）第１０４号
兵庫県明石市二見町東二見1314番地の１　エグゼＣＡＳＡ401号室、住民票上の住所兵庫県明石市二見町東二見1314番地の１　エグゼＣＡＳＡ
債務者　鎌田かお里（旧姓野﨑）
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目７番13号　セルダンハイツ寺前301号
債務者　佐藤　伸吾
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４０号
神戸市北区甲栄台２丁目３番18―203号
債務者　栗野　輝芳
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
兵庫県丹波市青垣町大名草321番地１
債務者　足立　恵美
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目22番18号　繁昌ビル207号、前住所岐阜県関市向山町３丁目５番６号
債務者　田村　有香
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４号
静岡県掛川市西大渕5525番地の１　市営住宅沢上団地２－１
債務者　杉山　葉月
１　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
愛知県東海市名和町欠下55番地の１　スカイガーデン兜山５Ｊ
債務者　河村　達哉
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５２０号
大阪市西区南堀江２丁目６番２号　３Ｃ、前住所大阪市西区北堀江２丁目１番10号
債務者　安樂　佳三
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５５６号
大阪府東大阪市新池島町３丁目６番29号　リリーフ205号
債務者　網谷　和也
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９１号
大阪市住吉区遠里小野５丁目３番17号
債務者　岡　　伸光
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８２８号
大阪市西区立売堀３丁目６番５号　501
債務者　松澤眞由美
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９４５号
大阪市東成区深江南３丁目22番15号　アトレーユ深江303号
債務者　水島　隆博
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１３号
大阪市東淀川区北江口３丁目２番16―206号
債務者　大上仮設工業こと　大上　一郎
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１６８号
大阪市北区豊崎７丁目２番８号　エスポワールマエダ２Ａ号室
債務者　髙橋　秀敏
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７１号
大阪市淀川区新高６丁目７番２号
債務者　川満　則正
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３３６号
大阪市住吉区我孫子西１丁目17番13―104号
債務者　小林　　操
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７４号
大阪府寝屋川市初町６番25号
債務者　村上美奈子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部